

(仮称)富士見市協働によるまちづくり講座実施要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、富士見市自治基本条例(平成16年3月22日条例第9号)第9条(市の責務)に規定する市民に対してのまちづくりに関する情報及び学習の機会を提供するため、市民の求めに応じ、市職員が講師となり、市政に関する説明、職務で身につけた知識や技能を提供する富士見市協働によるまちづくり講座(以下「出前講座」という。)を実施することにより、市政への理解と市民参加及び協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(講座の開催者)

第2条 出前講座を開催することができるものは、市内に在住、在勤又は在学する5人以上で構成された団体等とする。

(講座の内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定める。

(開催日及び時間)

第4条 出前講座の開催日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日を除いた日とする。

2 出前講座の開催時間は、午前9時から午後9時までの間で、1講座2時間以内とする。

(開催場所)

第5条 出前講座の開催場所は、市内の公の施設及び地域集会所、その他これらに準ずる施設とし、開催しようとするものが確保するものとする。

(開催の申込み)

第6条 出前講座を開催しようとするものは、講座を開催しようとする日の14日前までに「富士見市協働によるまちづくり講座開催申込書」(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(開催の承認通知等)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込みのあった講座内容、開催日時等について講座を所管する担当課等と調整の上、開催の承認又は不承認を決定し、「富士見市協働によるまちづくり講座開催(承認・不承認)通知書」(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、開催の承認をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(開催の制限)

第8条 市長は、出前講座の開催の申込者、または開催の承認を受けた者(以下、「開催承認者」という。)が次の各号の一に該当すると認めるときは、出前講座の開催の不承認をし、または開催の承認を取り消すものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

( 2 ) 政治、宗教又は営利を目的とした催しに利用するおそれがあるとき。

( 3 ) その他この要綱の目的に反すると認められるとき。

( 受講日等の変更又は取消し )

第 9 条 市長は、不測の事態により、講師の派遣が困難となったときは、開催承認者と協議の上、開催日等を変更し、又は取り消すことができる。

( 変更等の届出 )

第 10 条 開催承認者は、第 7 条の規定により開催の承認を受けた後、開催日時、場所その他の事項に変更があったとき、又は出前講座の開催を取り消そうとするときは、速やかに「富士見市協働によるまちづくり講座開催(変更・取消)届」(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

( 開催に係る経費 )

第 11 条 出前講座の講師に係る経費は、無料とする。ただし、開催場所の借上料及び原材料費等を要する場合の経費は、開催者が負担するものとする。

( 庶務 )

第 12 条 出前講座に関する庶務は、市民生活部協働推進課が行う。

( 補則 )

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。